



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第39回 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」 報告書の特徴と問題点

憲法問題対策センター委員長代行 中本 源太郎 (28期)

5月15日に安倍首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下、「安保法制懇」という）が集団的自衛権を容認すべきとする報告書を提出、これを受けて安倍首相は記者会見で政府の基本的方向を説明、集団的自衛権に関するこれまでの憲法解釈の変更への意欲を示した。その後、首相の強い指示を受けて自民・公明の与党協議が続けられ、通常国会会期末までの閣議決定による憲法解釈の変更が目指されている（6月16日現在）。その動きは余りにも性急且つ強引であり、その内容はわが国の平和主義を根底から覆すものであると同時に、これほどの重要な事柄を憲法改正手続によらず閣議決定で行おうとする点において、立憲主義に反する暴挙と言わざるを得ない。

安保法制懇報告の特徴点を指摘しよう。

第1は、憲法より安全保障を重視している点だ。報告書は「国家の最大の使命は国民の安全を守ることだ。ある時点の…憲法論が固定化され、安全保障環境の大きな変化にかかわらず、安全保障政策が硬直化するようでは国民の安全が害される」とする。これは、「国家あつての国民の人権」「憲法守って国滅ぶ」という発想に基づく考え方だ。しかし、現憲法は、第二次世界大戦の筆舌に尽くしがたい犠牲に対する真摯な反省の上に立ち、軍事力によらない安全保障の達成こそ現実的であるとの選択をしている（戦後69年、戦争による犠牲者をだしていない）のであって、安全保障環境の変化を理由に軍事力を増強し、軍事同盟を強化することが真に国民の安全を保障することになるのかについては根本的な疑問がある。仮に、安全保障環境の変化に現憲法が対応出来ない事態となったというのであれば、憲法改正手続により、国会での熟議と国民による判断こそ重視されるべきであり、それを省略するのは、憲法無視、法治主義

違反と言わざるを得ない。

第2は、恣意的な憲法解釈である。憲法前文の平和的生存権、13条の生命、自由、幸福追求権、国際協調主義の精神は武力によらない平和の達成をこそ目指しているのに、これらを正反対の「軍事力による平和の達成」（積極的平和主義と呼ぶ）に結びつけ、集団的自衛権容認の根拠にするのである。そして、①憲法9条1項は「わが国が当事国である国際紛争」解決のための武力による威嚇と武力行使を禁じたもので、PKOや集団安全保障への参加には制約はない、②9条2項は「わが国が当事国である」国際紛争を解決するために用いる戦力の保持を禁じているだけで、それ以外の自衛や国際貢献のための実力の保持は禁じられていない、③自衛のための「必要最小限度」の中には集団的自衛権も含まれる、などと恣意的且つ杜撰な解釈論を展開、国連の集団安全保障措置への参加は自由、後方支援が武力行使の一体化となるかどうかは政策判断の問題、PKOでの駆け付け警護や妨害排除のための武器使用も自由とする。そして、わが国への直接攻撃に結びつく蓋然性が高い、日米同盟の信頼が傷つく、国際秩序が大きく揺らぐ、わが国への深刻な影響が及ぶなどの判断により、集団的自衛権の行使が容認されるというのである。

このように、安保法制懇の報告書は、初めから憲法による制約を無視しており、このような報告書を根拠に集団的自衛権行使を容認しようとすることは到底認められない。なお、報道によると、安保法制懇の会議は7回開かれたものの、1回の会議は平均84分ほど、委員の発言は数分程度に抑えられ、配付された資料は持ち出しすら禁じられ、正式の会合の他に何人かの委員だけで非公式に会合がもたれたなどと言われている。委員の間でさえ熟議がなされたとは言い難いものようである。